

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第3回）

日時：令和元年6月21日（金）午後3時30分～

場所：都庁第二本庁舎10階 213・214会議室

— 会 議 次 第 —

1 審 議

- (1) 「(仮称)品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業」環境影響評価書案に係る項目別審議及び総括審議
- (2) 「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議

2 その他

【審議資料】

資料1 「(仮称)品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業」環境影響評価書案

資料1-1 審議資料（大気汚染）

資料1-2 審議資料（悪臭）

資料1-3 審議資料（電波障害）

資料1-4 「(仮称)品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業」環境影響評価書案について（案）

資料2 「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価調査計画書

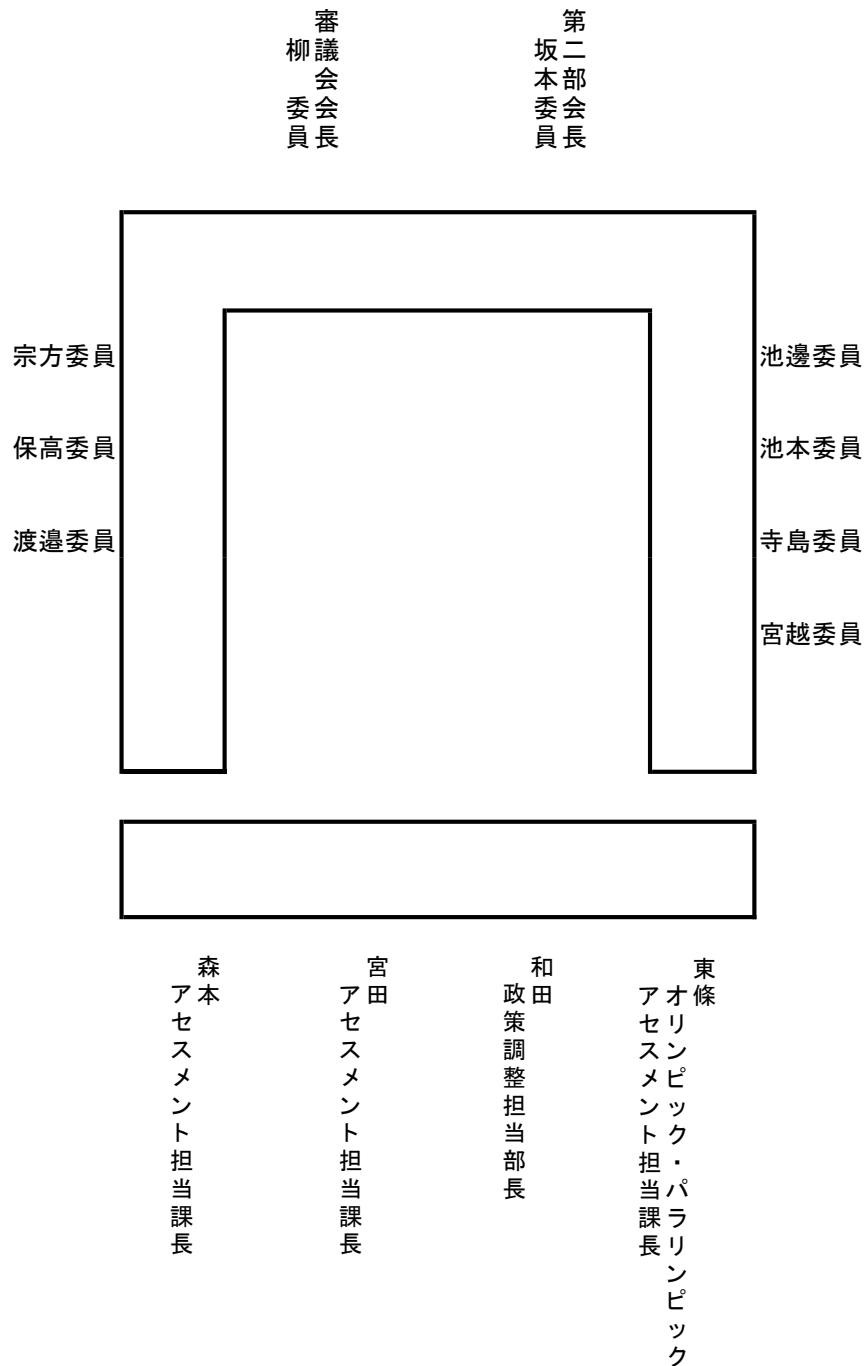
資料2-1 環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議について

資料2-2 「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会 座席配置

日時：令和元年6月21日（金）午後3時30分～

場所：都庁第二本庁舎10階 213・214会議室



第二部会 審議資料

資料 1 - 1

(事業名) (仮称) 品川駅北周辺地区 1 街区、2 街区、3 街区、4 街区開発事業

部会審議項目(12) 大 臭 騒 水 盤 循 日 電 風 景 廃 温 (□は終了)

(環境影響評価の項目) 大気汚染

(年月日) 令和元年 6 月 21 日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項及び選択理由 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P51～P81
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域及び予測地点 (4) 予測方法 (5) 予測結果	P82～P115
環境保全のための措置		P116～P117
評 価		P118～P124
都民の主な意見	別紙 1 のとおり	
関係区長の意見	別紙 1 のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 令和元年 5 月 17 日 (2) 担当委員 日下 博幸 委員 (3) 検討結果 意見あり (別紙 2 のとおり)	

都民の主な意見

- 調査測定した場所が、坂のなだらかな部分であり、登坂時の負荷を検討していないように見受けられる。急坂での負荷データで再度検証することを求める。
- 当事業は新駅開発事業と実質的にはひとまとまりの開発と捉えられることから、新駅開発事業による負荷を合わせて評価すべきである。
- 交通量増加が及ぼす環境指標への影響についてサンプル数の少ないポイント方式ではなく、沿線で捉えるきめ細かな評価を行うほか、車両進入を減らす交通コントロールを行っていただきたい。

関係区長の意見

【港区長】

- 建設作業にあたっては、騒音、振動、粉塵等、周辺環境に与える影響の低減に努めてください。特に工事施工中における二酸化窒素の将来濃度（日平均値の年間 98%値）については、環境基準を上回る予測評価であることから、精緻に施工計画を検討し、排出量の低減、平準化を図る対策を講じてください。
- 工事車両について、騒音、振動、大気汚染など周辺への影響を十分考慮するほか、主な走行ルートである第一京浜（国道 15 号線）は交通量が大変多く、工事車両の待機や駐停車などにより交通渋滞が発生することが予想されるので、場内での駐車スペースの確保や適切な工事車両運行計画を検討してください。また、今後、施工計画を検討する際には、一部の工事車両の走行ルートとしている補助第 13 号（都道 415 号・高輪麻布線）の通行について、周辺への負担軽減を図る等の対策を講じてください。

【品川区長】

なし

項目：大気汚染

意見	意見の取扱いについての事務局案
<p>建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大濃度地点では環境基準を上回り、本事業による寄与率が高く、また到達範囲も広いことから、環境保全のための措置を徹底し、大気質への影響の一層の低減に努めるとともに、事後調査において詳細に検証し、報告すること。</p>	<p>指摘の趣旨を答申案に入れる。</p>

第二部会 審議資料

資料 1 - 2

(事業名) (仮称) 品川駅北周辺地区 1 街区、2 街区、3 街区、4 街区開発事業

部会審議項目(12) 大 臭 騒 水 盤 循 日 電 風 景 廃 温 (□は終了)

(環境影響評価の項目) 悪臭

(年月日) 令和元年 6 月 21 日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項及び選択理由 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P125～P131
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測方法 (5) 予測結果	P132～P134
環境保全のための措置		P134
評 価		P134
都民の主な意見	別紙のとおり	
関係区長の意見	な し	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 令和元年 5 月 17 日 (2) 担当委員 日下 博幸 委員 (3) 検討結果 意見なし	

都民の主な意見

- このエリアは海風が吹き、高度160mからの降下臭気が尾根筋（二本榎通り）沿いの住宅街を直撃するのではないかとと思われる。

排気口における脱臭装置等については設置の検討ではなく、設置決定と、その後の計測値の公表を求める。

第二部会 審議資料

資料 1 - 3

(事業名) (仮称) 品川駅北周辺地区 1 街区、2 街区、3 街区、4 街区開発事業

部会審議項目(12) 大 臭 騒 水 盤 循 回 電 風 景 廃 温 (□は終了)

(環境影響評価の項目) 電波障害

(年月日) 令和元年 6 月 21 日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項及び選択理由 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P277～P283
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測方法 (5) 予測結果	P284～P288
環境保全のための措置		P289
評 価		P289
都民の主な意見	な し	
関係区長の意見	別紙のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 令和元年 6 月 6 日 (2) 担当委員 小林 一哉 委員 (3) 検討結果 意見なし	

関係区長の意見

【港区長】

なし

【品川区長】

- 電波障害の影響範囲には住居や学校など多くの建物があることから、障害が発生した場合には迅速に対応してください。

また、予想範囲外の地点においても、本件が原因で障害が発生した場合は同様に
対応してください。

「(仮称)品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業」に係る環境影響評価書案について (案)

第1 審議経過

本審議会では、平成30年11月30日に「(仮称)品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業」環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大濃度地点では環境基準を上回り、本事業による寄与率が高く、また到達範囲も広いことから、環境保全のための措置を徹底し、大気質への影響の一層の低減に努めるとともに、事後調査において詳細に検証し、報告すること。

【騒音・振動】

- 1 各街区における建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベルは、評価の指標を満足するものの、これらの数値が高いことから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査に当たっては、周辺への影響を適切に把握すること。

- 2 関連車両の走行に伴う道路交通騒音レベルは、夜間において一部の地点で環境基準を上回ることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の影響を低減するよう努めること。

【風環境】

本事業では新駅と一体的に広場や歩行者ネットワークを整備する計画であり、不特定多数の人の利用が見込まれることから、広場やデッキ等における環境保全措置を確実に実行するとともに、事後調査においても調査地点を適切に選定し、必要に応じて対策を講じること。

【廃棄物】

計画建物の建設に伴う建設廃棄物等及び事業活動に伴う事業系廃棄物について、建物用途別に排出量、再資源化量等を予測しているが、本事業は、複数の街区が存在しかつ各街区の規模が大きいことから、街區別に排出量、再資源化量等を予測・評価すること。

【温室効果ガス】

- 1 本事業は、C40（世界大都市気候先導グループ）が推進する「クライメット・ポジティブ開発プログラム」に日本で初めて参加する事業であることから、環境保全のための措置を積極的に導入するとともに、本事業が低炭素都市の実現に向けた先導的な事例となるよう努めること。
- 2 環境保全のための措置に挙げられている自営電力使用、再生可能エネルギー利用設備等の様々な対策について、導入の結果と具体的な効果を、事後調査において詳細に報告すること。

【審議経過】

区分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	平成 30 年 11 月 30 日	・評価書案について諮問
審議会	平成 31 年 2 月 28 日	・現地視察
部 会	平成 31 年 3 月 26 日	・項目別審議 水質汚濁、廃棄物、温室効果ガス
部 会	平成 31 年 4 月 19 日	・項目別審議 騒音・振動、日影、景観
部 会	令和 元年 5 月 16 日	・項目別審議 地盤、水循環、風環境
部 会	令和 元年 6 月 21 日	・項目別審議 大気汚染、悪臭、電波障害 ・総括審議
審議会	令和 元年 6 月 26 日	・答申（予定）

※都民の意見を聴く会は、都民からの公述の申し出がなかったため開催されなかった。

【項目別検討の実施状況】

環境影響評価の項目	項目検討の実施年月日
大 気 汚 染	令和 元年 5 月 17 日
悪 臭	令和 元年 5 月 17 日
騒 音 ・ 振 動	平成 31 年 3 月 29 日
水 質 汚 濁	平成 31 年 3 月 6 日
地 盤	平成 31 年 4 月 19 日
水 循 環	平成 31 年 4 月 19 日
日 影	平成 31 年 3 月 18 日
電 波 障 害	令和 元年 6 月 6 日
風 環 境	平成 31 年 3 月 18 日
景 観	平成 31 年 3 月 18 日
廃 棄 物	平成 31 年 2 月 28 日
温 室 効 果 ガ ス	平成 31 年 3 月 12 日

第二部会 審議資料

環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の
項目選定及び項目別審議について

(年月日) 令和元年6月21日

(事業名称) (仮称) 新砂総合資源循環センター建設事業

- 1 選定した環境影響評価の項目 9項目 (選定した理由 P98~99)
大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、景観、廃棄物、
温室効果ガス

【大気汚染、騒音・振動 共通】

本事業では、更新後の処理能力の増加により関連車両の増台が見込まれることから、現況と施設供用後の関連車両台数の比較を明らかにした上で、主な走行経路における大気汚染及び騒音・振動の影響を予測・評価すること。

- 2 選定しなかった環境影響評価の項目 8項目 (選定しなかった理由 P100)
水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、史跡・文化財、
自然との触れ合い活動の場

意見なし

- 3 都民の意見及び周知地域区長の意見

別紙のとおり

「（仮称）新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価調査計画書に対する
都民の意見及び周知地域区長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	0 件
周知地域区長からの意見	1 件
合 計	1 件

2 周知地域区長からの意見

【江東区長】

全般的事項

工事車両について、速度抑制・安全確認の徹底を関係者に指導するなど、交通安全対策を強化すること。あわせて、交通渋滞や違法駐車が発生しないよう、交通対策を強化すること。

公害苦情の状況については、当該事業者の廃棄物処理施設に関する情報を精査したうえで、その結果を示すこと。

工事施工中・完了後において、環境に影響を及ぼす事態が生じた場合は、事業者の責任において速やかに公表し、対策を講じるとともに、苦情がよせられた場合には適切に対処すること。

大気汚染

工事施工中は、建設機械の稼働や工事関係者車両の走行に伴い排出される大気汚染物質について、環境への影響を適切に評価し、発生抑制に努めること。また、低公害型の工事用車両を採用するとともに、施設周辺及び関係道路における車両の運行管理の徹底等、環境保全のための措置を図ること。

工事完了後においては、施設稼働に伴い発生する排出ガスの影響を適切に評価し、発生抑制に努めるなど周辺環境の保全に努めること。

悪臭

工事完了後の施設稼働や廃棄物の保管に伴う周辺への臭気の拡散や漏洩を適切に評価し、適正な脱臭措置を施すことで周辺への影響を最小限にするよう努めること。なお、工事施工中については、環境影響評価の対象としていないが、計画地の地歴を考慮し、土壌の掘削等に伴う悪臭発生のおそれについても予測・評価の対象とすること。

騒音・振動

施設周辺及び関連道路について、工事施工中における建設機械の稼働や工事用車両の走行、工事完了後における施設の稼働や関係車両の走行による影響を適切に評価し、騒音・振動及び低周波音の発生抑制に努めること。

水質汚濁

水質汚濁については、予測・評価項目に選定していないが、地下浸透防止措置について、より詳細な記述をすること。

土壌汚染

計画地の地歴を考慮し、既存資料調査に加え、計画地内の土壌に含まれる重金属等汚染物質を調査し、これらの結果に基づき予測・評価を行ったうえで、土壌汚染のおそれがある場合には、適切な措置を検討すること。

地盤

予測項目にある掘削工事及び地下水の水位に伴う地盤沈下について、計画書では定性的に予測するとしているが、可能な限り定量的な予測・評価を行ったうえで、適切な措置を検討すること。

水循環

掘削工事に伴う地下水の水位や、地表面流出量の変化についての予測を適切に行ったうえで、必要な措置を検討すること。

景観

本計画については、東京都景観条例及び東京都景観計画並びに江東区都市景観条例及び江東区景観計画を踏まえたものとする。

東京都及び江東区の景観担当部署と十分協議すること。

廃棄物

工事施工中に発生する廃棄物のほか、工事従事者等の飲食による生ごみ・容器等についても予測・評価の対象とし、発生抑制や資源としての有効利用を図るための措置を検討すること。

温室効果ガス

温室効果ガスの予測・評価にあたっては、電気および都市ガス使用量、バイオガスによる発電量に加え、再生可能エネルギーの有効利用による温室効果ガスの削減量を示したうえで、「KOTO 低炭素プラン」に掲げる地球温暖化対策の取り組みを十分に踏まえた事業計画とすること。

「（仮称）新砂総合資源循環センター建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

第1 審議経過

本審議会では、平成 31 年 4 月 15 日に「（仮称）新砂総合資源循環センター建設事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

【大気汚染、騒音・振動 共通】

本事業では、更新後の処理能力の増加により関連車両の増台が見込まれることから、現況と施設供用後の関連車両台数の比較を明らかにした上で、主な走行経路における大気汚染及び騒音・振動の影響を予測・評価すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	平成31年4月15日	・調査計画書について諮問
部 会	令和元年6月21日	・環境影響評価の項目選定及び項目別審議 (大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、 地盤、水循環、景観、廃棄物、温室効果 ガス) ・総括審議
審議会	令和元年6月26日	・答申(予定)